



2018年2月22日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問 い 合 わ せ 先 取締役 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (経営企画・IR室)

業績連動型株式付与制度の継続に関するお知らせ

当社は、2018年2月22日開催の取締役会において、当社取締役（他社からの出向取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式付与制度を継続することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 業績連動型株式付与制度の継続について

- (1) 当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い取締役等向け報酬制度として、2015年度より導入している「役員報酬B I P信託」（以下、「B I P信託」という（※1））及び「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といい、B I P信託とあわせて「本制度」という。）を継続することを決定いたしました（※2）。
- (2) 本制度は、取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものであります。なお、業績目標は、中期経営計画で掲げている業績目標を採用しております。

(※1) B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位及び業績目標達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付又は給付（以下「交付等」といいます。）する制度であります。

(※2) B I P信託の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、「自社株式取得目的報酬」及び「株式報酬」により構成されております。なお、他社からの出向取締役、社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみとしております。また、当社では執行役員を従業員として扱っており、B I P信託の対象には含めず、E S O P信託の対象としております。



NEWS RELEASE

2. 本制度の継続後の概要について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済のB I P信託及びE S O P信託の信託期間を延長するとともに、業績目標及び当社株式等の交付等の時期について所要の更新が行われますが、以下に記載する内容を除き、2015年度に設定した本制度の内容を維持いたします。

(1) 信託期間の延長及び延長時における残存株式及び金銭の承継

2018年5月1日に信託期間が満了する既存のB I P信託及びE S O P信託について、2021年4月30日（この日が営業日でない場合には、翌営業日といたします。）まで信託期間の延長（以下「本延長」という。）を行うことにより、本制度を継続的に実施いたします。また、2018年5月1日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等を延長後のB I P信託及びE S O P信託にそれぞれ承継いたします（※1）（※2）。

（※1）本延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、さらに信託期間を3年間ずつ延長し、残存株式等を承継することがあります。

（※2）2015年12月31日で終了する事業年度から2017年12月31日で終了する事業年度までの3年間の対象とした期間では、株式交付規程の定めにより、当社株式等の交付等を行いません。このため、延長後のB I P信託及びE S O P信託は、残存株式等を承継いたします。

(2) 対象期間及び業績目標

本制度の継続後の対象期間は、2018年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの3年間といたします。B I P信託及びE S O P信託は、当該対象期間を対象とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）で掲げている連結売上高及び連結営業利益の目標値の達成度に応じて、当社株式等の交付等を行います（※1）。

（※1）本延長後にさらに信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とし、当該対象期間を対象とする中期計画で掲げている業績目標値の達成度に応じて、当社株式等の交付等を行います。

(3) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

本中期経営計画を達成した場合、本中期経営計画の期間終了直後の4月に、受益者要件を満たす取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等を受けることができます。

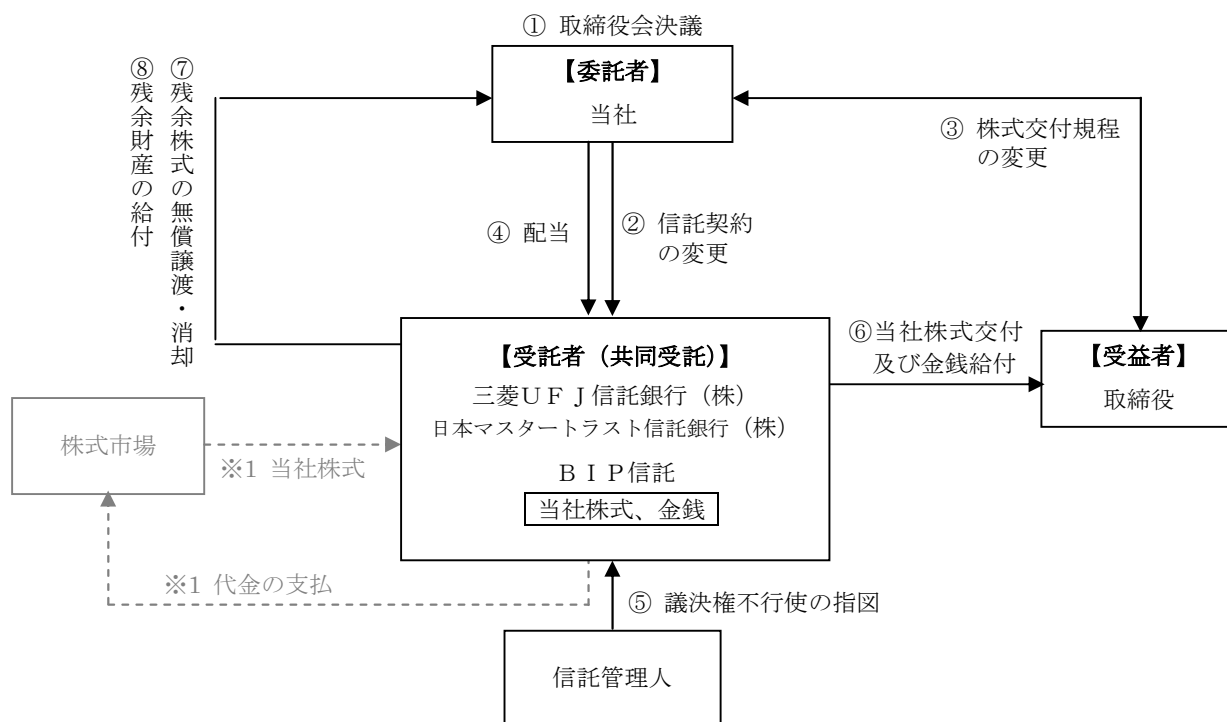
3. 本制度の仕組み

B I P信託については（別紙1）を、E S O P信託については（別紙2）をご参照ください。上記以外の本制度の詳細は2015年2月13日付「業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ」及び2015年5月7日付『『株式付与E S O P信託』の導入（詳細決定）に関するお知らせ』をご参照ください。



NEWS RELEASE

(別紙1) B I P信託の仕組み



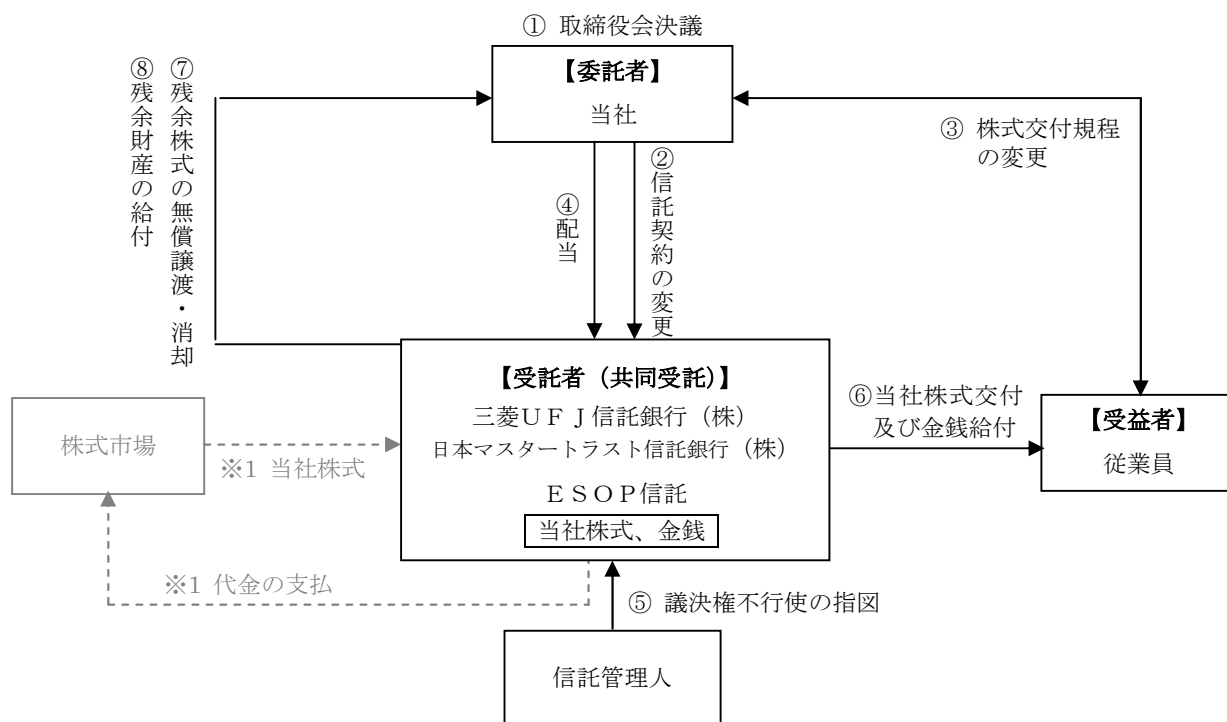
- ①当社はB I P信託の継続に関して、取締役会で決議いたします。
- ②当社は信託契約の変更の合意に基づき、B I P信託の信託期間を延長いたします。本延長にあたっては、金銭の抛出及び当社株式の追加取得は行いません。
- ③当社は、B I P信託の継続にあたり、株式交付規程を一部変更いたします。
- ④B I P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- ⑥中期経営計画を達成した場合、その期間終了後に、中期経営計画の達成度等に応じて、取締役にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象にB I P信託を継続利用するか、B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定であります。
- ⑧B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定であります。

※1 取締役の増員等の事由によりB I P信託内の株式数が不足する可能性が生じた場合には、2015年3月13日開催の第30回定時株主総会で承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。



NEWS RELEASE

(別紙2) E S O P信託の仕組み



- ①当社はE S O P信託の継続に関して取締役会で決議いたします。
- ②当社は信託契約の変更の合意に基づき、E S O P信託の信託期間を延長いたします。本延長にあたっては、金銭の抛出及び株式の追加取得は行いません。
- ③当社は、E S O P信託の継続にあたり、株式交付規程を一部変更いたします。
- ④E S O P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- ⑥中期経営計画を達成した場合、その期間終了後に、中期経営計画の達成度等に応じて、従業員にポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当該従業員に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本E S O P信託を継続利用するか、本E S O P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定であります。
- ⑧本E S O P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定であります。
- ※1 執行役員の増員等の事由によりE S O P信託内の株式数が不足する可能性が生じた場合には、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。



NEWS RELEASE

(ご参考) 信託契約の内容

【 信託契約の内容 】

(1) 制度の名称	役員報酬B I P信託	株式付与E S O P信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)	
(3) 信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与	当社従業員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社	
(5) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
(6) 制度対象者	取締役 (他社からの出向取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く)	執行役員
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)	
(8) 信託契約日	2015年6月1日 2018年2月23日付で変更予定	
(9) 変更前の信託期間	2015年6月1日～2018年5月1日	
(10) 変更後の信託期間	2015年6月1日～2021年4月30日 (予定)	
(11) 追加信託の有無	本延長に際して追加信託は行いません。	
(12) 議決権行使	行使しないものといたします。	
(13) 帰属権利者	当社	
(14) 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。	

【 信託・株式関連事務の内容 】

(1) 信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がB I P信託の受託者となり信託関連事務を行っております。
(2) 株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行っております。

以 上